

一般社団法人 石巻青年会議所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人石巻青年会議所（Junior Chamber International Ishinomaki）（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は宮城県石巻市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、青年の英知と勇気と情熱を結集して、地域社会の正しい発展と福祉の向上に貢献し明るい豊かな社会の実現並びに世界の繁栄及び平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人、または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

3 本会は、剰余金の分配を行わない。

(事 業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 生活環境向上を目的とする運動を推進するための事業
- (2) 経済発展を図ることを目的とした事業
- (3) 青少年健全育成のための事業及び社会的弱者を支援するボランティア活動の実施
- (4) 社会の発展に貢献する人材を育成するための事業
- (5) 良き風俗、芸能、史跡等の文化遺産を次代に伝承するための事業
- (6) 伝統行事を通じたコミュニティ作り推進のための事業
- (7) 国際文化を推進するための事業
- (8) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、第1号に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

石巻市及びその周辺都市に居住し又は勤務する満年齢20歳以上40歳までの品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし年度中に40歳に達した時は、その年度内は正会員としての資格を有するものとし、理事としての任期中に制限年齢に達するとき又は超えるときは、任期の終了まで、正会員の資格を有するものとする。

(2) 特別会員

満年齢40歳の年度末まで正会員であったもので、理事会において入会を承認された者。

(3) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人、又は団体で理事会において入会を承認された者。

(入 会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会の正会員となることはできない。

3 この他、入会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第10条 本会の会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員及び特別会員は、入会に際し本会会員資格規程に定められた入会金を納入しなければならない。

3 正会員及び賛助会員は、本会会員資格規程に定められた会費を納入しなければならない。ただし、役員が満40歳を超え翌年度の定時総会まで職務を担っている場合もしくは翌年度の役員を担う場合は、この限りでない。

(休 会)

第11条 やむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できない正会員は、理事会の承認を得て、当該年度休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第12条 本会の会員は、次の事由により、その資格を失う。

(1) 解散したとき。

(2) 退会したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 6か月間消息不明のとき。

(7) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第13条 本会を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし退会しようとする者が、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除名)

- 第14条** 本会の正会員が次の各号の一に該当するときは、本人に弁明の機会を与えた上で総会において総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上の決議に基づき、この会員を除名することができる。
- (1) 本会の名誉を毀損し創立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
 - (2) 1年以上会費納入義務を履行しないとき。
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
 - 3 除名が議決されたときには、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第15条** 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

- 第16条** 本会に次の役員を置く。
- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 1名以上5名以内 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 理事（前各号の役員を含む。） | 16名以上30名以内 |
| (6) 監事 | 2名以上3名以内 |
- 2 前項第1号の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第2号の副理事長、第3号の専務理事及び第4号の事務局長をもって同法91条第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第17条** 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。
- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
 - 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼任することができない。
 - 4 その他、役員を選任方法については、役員選任に関する規程に定める。

(理事の任期)

- 第18条** 理事の任期は、選任された事業年度に関し1月に開催される定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。
 - 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監事の任期)

- 第19条** 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 監事は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なお監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を構成し本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は本会を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会の常務を処理する。
- 5 事務局長は、専務理事を補佐し事務局の業務を処理する。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

第22条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第23条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を寄せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第24条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第25条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(辞任及び解任)

第26条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員としてふさわしくない行為があったときには、本人に弁明の機会を与えた上で、総会において出席した正会員の有する議決権の3分の2以上の議決においてその役員を解任することができる。ただし、監事の場合は第36条の通り、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって解任することができる。

(直前理事長)

第27条 本会に、直前理事長1人を置く。

- 2 直前理事長は、前理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 直前理事長は理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長の任期、辞任及び解任は、第18条及び第26条の規定を準用する。

(特別顧問及び顧問)

第28条 本会に、特別顧問及び2名以下の顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、直前理事長を除く理事長経験者である正会員の内から選任し理事長経験を活かし、業務について必要な助言を行うことができる。
- 3 特別顧問及び顧問は、理事の内から選任し、業務についての意見を述べることができる。
- 4 特別顧問及び顧問は、理事会決議によって選定する。
- 5 特別顧問及び顧問の辞任又は解任については、第26条の規定を準用する。

(役員報酬等)

第29条 理事、監事、直前理事長、特別顧問及び顧問は、無報酬とする。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 本会と理事が、第1項第1号又は第2号の各号に規定する取引（以下、「特別取引」という。）を行おうとする場合には、その理事は第1項の規定に該当する理事会における特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退席しなければならない。

(責任の免除)

第31条 本会は、役員一般の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任額について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総 会

(総会の構成)

第32条 本会の総会は、全ての正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第33条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催される定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催と招集)

第34条 定時総会は、毎年1月及び8月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が決議したとき。
 - (2) 議決権を有する5分の1以上の正会員から会議の目的を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- 3 総会は、前項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
- 4 第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 5 理事長は、第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 6 総会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的である事項を記載した書面により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。
- 7 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第35条 総会の議長は、理事長若しくは出席した正会員のうち理事長の指名した者とする。

(総会の決議)

第36条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席した正会員の有する議決権の過半数の同意でこれを決する。
- 3 第2項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併・事業の全部もしくは一部の譲渡
 - (4) その他法令で定められた事項
 - (5) 監事の解任

(議決権)

第37条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(総会の権限)

第38条 総会は、次の各号を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 正会員の資格を有しない監事報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 本会の解散および解散の場合の残余財産の処分方法の決定
- (7) 入会金および会費の額の決定
- (8) 解散の場合の会費の徴収、清算人の決定
- (9) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 定款
 - ② 会員資格規程
 - ③ 役員報酬規程
- (10) 会員の除名
- (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(委任による議決権の行使)

第39条 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(総会の議事録)

第40条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名または記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第41条 本会に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 直前理事長及び監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日の4日前までに各理事、各監事、直前理事長、特別顧問及び顧問に対し通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は理事、監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(理事会の定足数及び決議)

- 第44条** 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上の出席により成立する。
- 2 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事のうち、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。

(理事会の権限)

第45条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長、専務理事及び事務局長の選定及び解職
 - (2) 特別顧問及び顧問の選任
 - (3) 委員長及び副委員長の委嘱に関する承認
 - (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (6) 事業計画及び収支予算の承認
 - (7) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - (8) 理事の職務の執行の監督
 - (9) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 運営規程
 - ② 役員選任に関する規程
 - ③ 情報公開規程
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備をいう。)
 - (6) 第31条の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第46条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。

(4) 第23条の規定により、監事から理事長に召集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに署名または記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名または記名押印する。

第6章 例会および委員会・室

(例会)

第48条 本会は、毎月1回以上例会を開く。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第49条 本会は、その目的達成に必要な事項を調査・研究・審議し、また実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第50条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。必要に応じて幹事を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 正会員は、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・事務局長及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

(室・会議・特別委員会)

第51条 本会は、室・会議・特別委員会を置くことができる。

2 前項に関して必要な事項は、本会運営規程に別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第52条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(財産の管理・運用)

第53条 本会の財産は、理事長が管理・運用しその方法は理事会の決議により定める。

(会計原則並びに区分)

第54条 本会の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第55条 本会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業開始の前日まで理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から2か月以内に理事会の承認を得るものとする。

- 2 前項のただし書の場合にあっては、理事会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算を執行する。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告及び決算)

第56条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第8章 管 理

(事務局)

第57条 本会の事務を処理するため本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他職員を置く。

- 3 事務局長には、理事をもって充て、事務局長及びその他職員は理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 事務局員の事務分掌等については、理事長が理事会の承認を得て定める。

(備え置き帳簿及び書類)

第58条 事務所には、法令の規定に従い、帳簿及び計算書類等を備え置くものとする。備え置く帳簿及び計算書類等については、本会庶務規程に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、法令で定められた資料等を公開するものとする。

- 2 帳簿及び計算書類等の閲覧、情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する事項は、本会情報公開規程に別に定める。

(公 告)

第61条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第63条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第64条 本会は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第65条 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第66条 本会の解散に関しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第67条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(委 任)

第68条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の理事長は山下英朗とする。